

送付先変更申請書の委任状の案内

(しながわ電気・ガス料金緊急支援事業)

本委任状は、しながわ電気・ガス料金緊急支援給付金事業の「送付先変更申請書」について、申請者本人による申請が困難な場合に、代理人へ申請を委任するためのものです。「送付先変更申請書(別紙案内を参照)」と「送付先変更申請書の委任状」の両方を提出いただく必要があります。

■代理人となることができる方

- ・基準日(令和 8 年 6 月 1 日)時点において申請者の属する世帯の世帯員
- ・法定代理人
- ・親族その他平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で区長が認める者

■提出書類:委任状(次ページ)を記載して、以下の必要書類のコピー(A4 サイズ)とともにご提出ください。

【法定代理人】

- ① 戸籍謄本または登記事項証明書等、委任者(被代理人)と代理人の関係がわかる書類
- ② 代理人の本人確認書類
- ③ (代筆者がいる場合:③代筆者の本人確認書類※)

【任意の代理人(法定代理人以外)】

- ① 代理人の本人確認書類
- ② (代筆者がいる場合:②代筆者の本人確認書類※)

※本人確認書類は次の有効期限内の【1 点】または【2 点】を提出してください。

※従来の健康保険証(健康保険被保険者証)は、有効期限(令和 7 年 12 月 1 日)が切れているため、本人確認書類として使用できません。事情により提出が難しい場合はご相談ください。

【1 点】公的機関が発行した写真付のもの 1 点

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証等。

【2 点】公的機関が発行した写真無しのもの 2 点

介護保険の被保険者証、マイナ保険証に代わる資格確認書、年金証書等。
または、これら 1 点とその他書類 1 点(写真付学生証・写真付社員証・キャッシュカード等)。

■提出方法:郵送(特定記録、簡易書留その他送付記録が確認できる方法により送付ください。)

※「送付先変更申請書」と「送付先変更申請書の委任状」の両方を同封してください。

■郵送先:〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-3

品川区地域活動課 しながわ生活応援担当(電気・ガス)

■提出期限:令和8年 9 月 25 日(金)必着

■問合せ

しながわ電気・ガス料金緊急支援事業コールセンター 電話:0120-667-621

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時(土日祝日を除く)

品川区地域活動課 しながわ生活応援担当(電気・ガス) 電話:03-5498-6350

受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時(土日祝日を除く)

送付先変更申請書の委任状

(しながわ電気・ガス料金緊急支援事業)

【同意事項】下記の事項に同意のうえ、必要な確認書類を添えて申請します。

(1)原則、全て委任者本人が自筆・自署し、原本を提出してください。(コピーやメール送信は不可)

(2)代理人の方の本人確認書類(例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)が必要です。

(3)代理関係の確認にあたり、住民基本台帳で確認を行うことがあります。

(4)虚偽の申請を行った場合は、給付金の返還を求められることがあります。

品川区長 あて
①委任者(被代理人)

		記入日	令和 年 月 日
氏名	加 署名 (自署)	生年月日	年 月 日
令和8年6月1日 時点の住所	〒	電 話	昼間に連絡可能な電話番号を 記載してください。 — —
現住所	〒		

私は、次の者を代理人と定め、しながわ電気・ガス料金緊急支援事業の申請書の送付先変更について、
一切の権限を委任します。

②代理人

(フリガナ)		委任者 との関係	代理人 生年月日	年 月 日
代理人氏名				
代理人住所	〒		代理人 電話	昼間に連絡可能な電話番号を 記載してください。 — —

※委任者(被代理人)本人が記載できない場合は、代筆者が委任者欄と代理人欄を記載してください。

委任者(被代理人)本人が、自筆できない(代筆理由:)ため、代筆します。
この委任状は、委任者(被代理人)本人の指示により作成したものであり、委任者(被代理人)本人の意思に基づ
くものに相違ありません。

③代筆者

(フリガナ)		委任者 との関係	代筆者 生年月日	年 月 日
代筆者氏名				
代筆者住所	〒		代筆者 電話	昼間に連絡可能な電話番号を 記載してください。 — —

※ 代筆者は、代理人以外の方をお願いします。 代筆者が、代理人、委任者のすべてを記入してください。